

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日休日は、その
日の翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

保険医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(三件)

基本測量の実施

土地収用法による立地の立入り

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告 消防設備士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第七百五十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
整形外科 脳神経外科	森 本 益 雄	東伯郡東伯町大字逢東二二一〇

鳥取県告示第七百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科 泌尿器科 医院	米子市博労町四丁目三六〇	昭和五十二年九月十六日
阿 部 医 院	米子市角盤町二丁目 一〇一―三	昭和五十二年九月十八日
大山寺木村分院	西伯郡大山町大山寺博労座 四五〇七	昭和五十二年九月十六日
君野齒科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	〃

井田齒科診療所	境港市上道町一九八七 ミドリビル内	昭和五十二年九月十七日
野坂齒科医院	米子市福市字松ヶ坪 一七二五一一	昭和五十二年九月十六日
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江六六五	昭和五十二年九月九日
遠藤齒科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	昭和五十二年九月十六日

鳥取県告示第七百五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十二年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入)年 月	試 験 結 果 の 概 要		
				試験成分に 関連する事項	安全性に 関する事項	その他特 記すべき事項
呉市 クレマツ株式会社 呉工場	倉吉市蔵城287 クレマツ株式会社 倉吉営業所	クレマツ印二種混合飼料 竹号	52.4	異常を認め ない。	—	—
〃	〃	クレマツ印配合飼料 成鶏用マツシユ	〃	〃	—	—
〃	〃	クレマツ印配合飼料 子牛育成用	〃	〃	—	—
姫路市 アミノ飼料工業株式会社 姫路工場	東伯郡東伯町徳万558 東伯町農業協同組合	味えさ配合飼料 プロイラーチツク	〃	〃	—	—
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	〃	日清印乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット	52.3	〃	—	—
〃	〃	日清印子豚用配合飼料 ハイベツク70	52.4	〃	—	—

鳥取県告示第七百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目三一八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十七号

昭和五十二年七月二十一日付けで合見町から申請のあつた土地改良(浅井地区老朽ため池等整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(福本地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十九号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(大原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(国光地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等重力測量)

二 作業期間

昭和五十二年十月十七日から同年十一月十日まで

三 作業地域

鳥取市及び境港市

鳥取県告示第七百六十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

南勝線鉄道建設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡関金町大字堀、大字今西及び大字山口地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年十月十日から昭和五十三年九月三十日まで

鳥取県告示第七百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十一月五日 鳥取県指令受都計第五百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市馬場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

豊後県立第一六六線
豊後県立 谷田線
豊後県立 谷田線

公 告

昭和52年8月28日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年9月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種第一類

鎌谷 俊明	栗本 保夫	山辺 真澄	井田 栄治	西垣 健一
本間 康博	大橋 憲賢	下山 武男	山本 正彦	宮脇 美一
森本 満昭	藤本 徳禰	加藤礼太郎	川村 寛	松本 功一
中村 和昭	谷崎 敏博	寺田 寿	黒見 邦雄	西川 佳邦
原 嘉治	足立 干城	奈良良三郎	木村 寿明	岩本 昭一
加藤 文夫				

甲種第二類

栗本 保夫	五十嵐増彦
-------	-------

甲種第三類

栗本 保夫	荒川 涉
-------	------

甲種第四類

岡本 孝重	西村 孝一	前田 清	端詰 英俊	森本 克志
-------	-------	------	-------	-------

野坂 佳博 赤松登美夫 西川 卓也 佐々木恒一 澤松 弘

谷口 誠 清水 義三 西村 文夫 中村 和昭 入江 雅之

松田 博文 小川 憲二 遠崎 裕治

甲種第五類

島崎 正弘 寺岡 武人 遠藤 勝則 吉村 隆彦 小川 雅宏

乙種第一類

上田 彰 西谷 昭良 鴻池 清一 岸田 和美 石谷 裕文

原田 明男 中野 哲夫 門脇 宏

乙種第二類

岡田 浩二 村上 義昭

乙種第三類

上田 彰

乙種第四類

島本 秀己 沢田 光信 前田 弘行 鴻池 清一 上野 秀雄

乙種第五類

吉谷 典雄 山崎司津夫

乙種第六類

上田 彰 吉谷 典雄 三谷 健二 村中 正道 奥谷 和美

藤田 昌士 山崎司津夫 大塚 宏征 井上 洋

乙種第七類

有本富士夫 田中 昭雄 森本 克志 小林 秀良 沢田 光信

小川 憲二